

介護保険料の決まり方

65歳以上の人の介護保険料は、揖斐広域連合で介護保険給付にかかる費用などから算出された「基準額」をもとに、みなさんの所得に応じて決まります。あなたの保険料段階を確認してみましょう。

$$\text{基準額(年額)} = \text{揖斐広域連合で介護保険給付にかかる費用} \times \text{65歳以上の人の負担分(23\%)} \div \text{揖斐広域連合管内の65歳以上の人数}$$

65歳になる年度の介護保険料

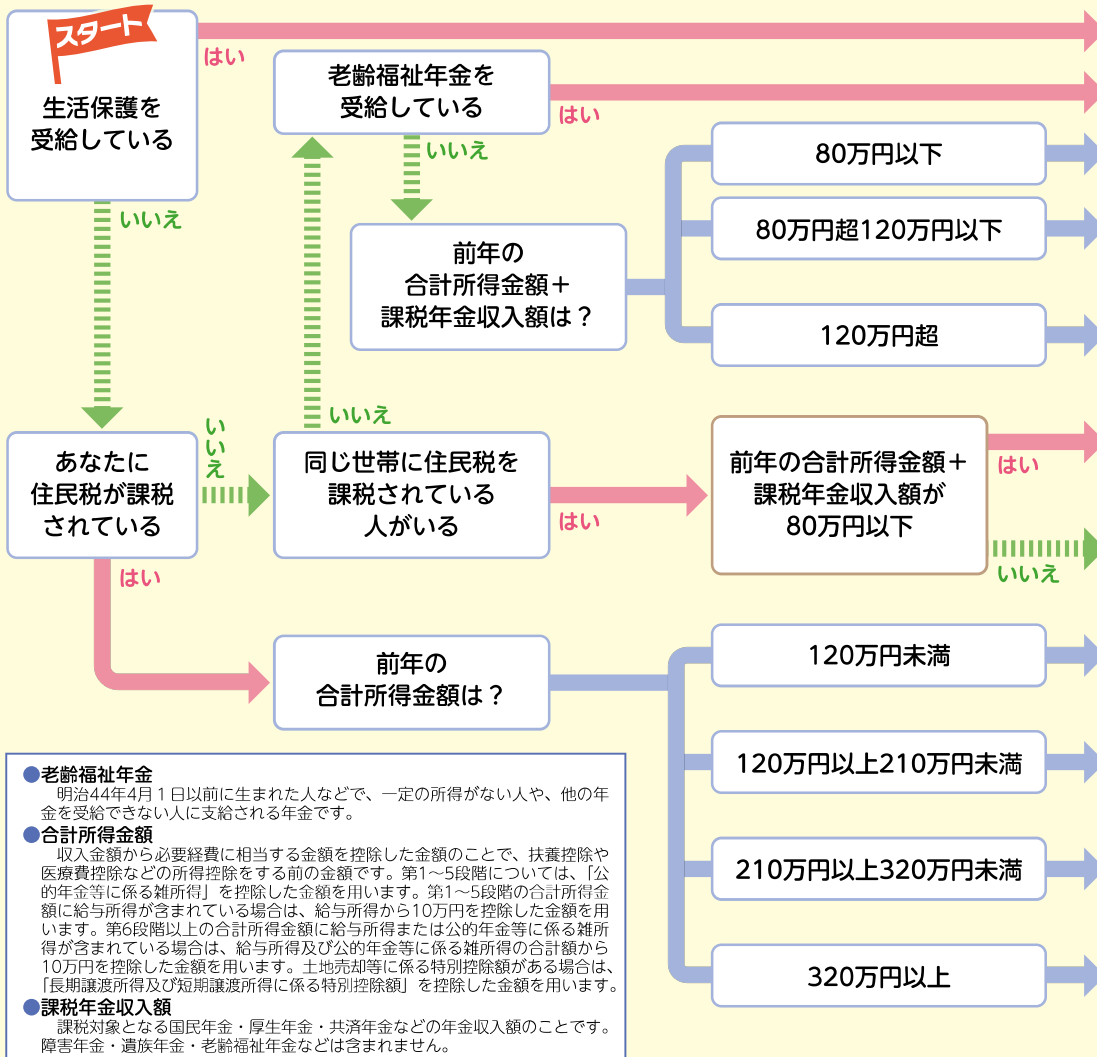
64歳までの介護保険料は、医療保険の保険料に含む形で納めますが、65歳になる月（65歳の誕生日の前日がある月）からは、介護保険料を単独で納めます。

国民健康保険に加入している人の場合、64歳の介護保険料（4月～65歳になる月の前月までの分）を、年度末までの納期に分けて納めます。そのため、「64歳の介護保険料の納付期間」と「65歳の介護保険料の納付期間」が重なりますが、納付期間が重なっているだけで二重に納めているわけではありません。

介護保険料を単独で納め始めるのは…

- 例
- 10月1日 生まれ → 9月分から納めます
 - 10月2日 生まれ → 10月分から納めます

自分の保険料を確認しましょう



- **老齢福祉年金**
明治44年4月1日以前に生まれた人などで、一定の所得がない人や、他の年金を受給できない人に支給される年金です。
- **合計所得金額**
収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。第1～5段階については、「公的年金等に係る雑所得」を控除した金額を用います。第1～5段階の合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した金額を用います。第6段階以上の合計所得金額に給与所得または公的年金等に係る雑所得が含まれている場合は、給与所得及び公的年金等に係る雑所得の合計額から10万円を控除した金額を用います。土地売却等に係る特別控除額がある場合は、「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」を控除した金額を用います。
- **課税年金収入額**
課税対象となる国民年金・厚生年金・共済年金などの年金収入額のことで、障害年金・遺族年金・老齢福祉年金などは含まれません。

所得段階	対象者	保険料率	年額保険料
第1段階	●生活保護を受けている人 ●世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受けている人 ●世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	基準額×0.3	21,600円
第2段階	●世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円超120万円以下の人	基準額×0.5	36,000円
第3段階	●世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が120万円超の人	基準額×0.7	50,400円
第4段階	●世帯の誰かに住民税が課税されているが本人は住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	基準額×0.9	64,800円
第5段階	●世帯の誰かに住民税が課税されているが本人は住民税非課税で、第4段階以外の人	基準額	72,000円
第6段階	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	基準額×1.2	86,400円
第7段階	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	基準額×1.3	93,600円
第8段階	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	基準額×1.5	108,000円
第9段階	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上の人	基準額×1.7	122,400円

※第1～3段階は、消費税引き上げ分を財源とした公費を投入し、負担軽減を行った後の保険料率および保険料額です。なお、国の法改正により、介護保険料が改正されることがあります。